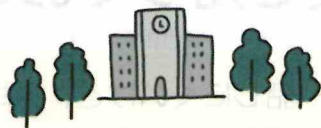


進学したいけどお金のことが心配な

高校生のみなさんへ



学びたい気持ちを応援します

経済的に困難な学生等を支援する
制度についてチェックしよう

高等教育の修学支援
公式キャラクター

まねこ先生



まなびーニャ

注目！

[対象]住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生等

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給

2024年度(令和6年度)より支援対象が拡大します！



申請期間

2024年4月下旬～

① 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

ポイントは次頁へ▶▶



高等教育の修学支援新制度を知っておこう！

高校卒業後の進路を考えると、お金のことが気になる…話しにくいけど、大切なことです。お金の心配をせずに進学できるよう、父母等と一緒に調べてみましょう！

Point1 対象になる学校は？

一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生等が支援を受けられます。

進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省のホームページで、調べてみましょう。



Point2 どんな人が対象になるの？

要件を満たす人全員が支援を受けられます。高等学校や大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲がある学生等であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯年収は、家族構成等により異なります。

進学後にしっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

❗ この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページ、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です。

Point3 給付型奨学金の支給額は？

住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。

（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分～第Ⅳ区分）の場合は、Point5へ）

給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校（4年・5年）	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円

❗ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。なお、家賃を支払いながら児童養護施設等から通学する人は、「自宅外通学」の申請ができます。



Point4

授業料・入学金の免除・減額は？

給付型奨学金の対象者は、進学先の大学等に申込みことで、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分～第Ⅳ区分）の場合は、Point5へ）

免除・減額の年額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※支援額は単位未滿を四捨五入しています。

① 「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3か月以内に申請して支援対象となった学生等です。夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。



Point5

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分が決まります。

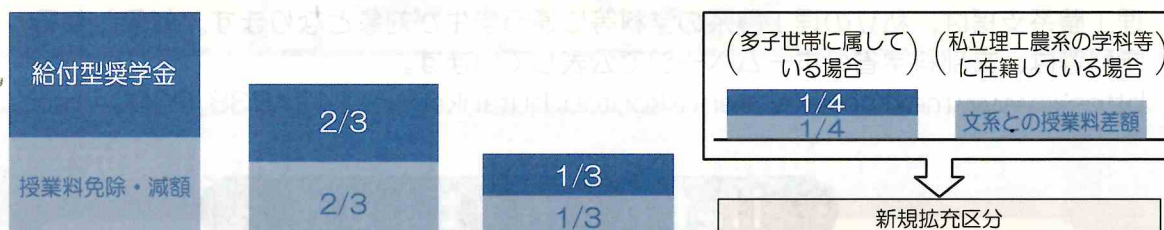
（2024年度より、多子世帯や私立理工農系の学科等に通う学生の間層へ支援を拡大します。）

「進学資金シミュレーター」（左下のQRよりアクセス）で、支援額の区分や給付奨学金の月額を試算することができます。

進学資金
シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。



年収の目安	～約270万円 住民税非課税世帯 〈第Ⅰ区分〉	～約300万円 〈第Ⅱ区分〉	～約380万円 〈第Ⅲ区分〉	～約600万円 〈第Ⅳ区分〉
-------	-------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------

※「多子世帯支援」（扶養する子供が3人以上いる世帯）や「理工農系支援」の詳細は次ページのQ&Aをご覧ください。

※第Ⅳ区分（理工農系）の支援額は、授業料の文系との差額に着目した額になります。

① 毎年6月に更新される所得（住民税）情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後（秋以降）に申し込んで支援対象となる可能性があります。

主なスケジュール

2025年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおりです。

事前に	準備	本人	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳しい内容や自分が対象になりそうかを確認してみましょう。「対象かも」と思ったら学校から申込書類をもらいましょう。
2024年4月～	給付型奨学金 申込み	本人	インターネットで申し込み、学校に必要な書類を提出しましょう。また、マイナンバー（本人分・父母等分）をJASSOに提出します。
10月頃～	通知	JASSO	支援の対象になったら通知が届きます。（予約採用の候補者決定通知）JASSOから給付型奨学金の支援対象として認められた人は、進学後に別途申し込むことで、大学等の授業料・入学金の支援も受けられます。
2025年4月	進学届 授業料等免除・減額 申込み	本人	支援の対象になる学校に入学したら、インターネットで進学届を提出します。授業料・入学金の免除・減額は、進学先の学校へ申込みします。※授業料・入学金の免除・減額の申込方法は、進学先の学校に確認してください。
	支援の 開始	JASSO 学校	奨学金の最初の振込は4月または5月です。授業料や入学金も免除・減額されます。

① 申込期間は学校により異なります。給付型奨学金（予約採用）の申込期間は高校に、授業料・入学金の免除・減額の申込期間は進学先の学校に、それぞれ確認してください。

Q & A

Q 支援を受けられるかどうかは、誰の収入で決まるのですか？

A. 原則、本人と父母（父母がいない場合は、代わって生計を維持している者）の収入や資産を確認して、支援対象かどうか決まります。

Q 給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか？

A. 貸与型奨学金を借りることはできますが、第一種奨学金（無利子）は、給付型奨学金の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。
第二種奨学金（有利子）は、給付型奨学金を受ける場合の制限はなく、希望する金額を利用できます。

Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みには本人と父母（父母がいない場合は、代わって生計を維持している者）のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は、別の提出書類を用意する必要がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される説明資料を確認してください。

Q 2024年度からの「多子世帯支援」、「理工農系支援」とはどのような内容ですか？

A. 多子世帯支援は扶養する子供の数が3人以上である世帯（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援）が対象となります。

理工農系支援は、私立の理工農系の学科等に通う学生が対象となります。対象となる学科等は、文部科学省のホームページで公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

対象機関リスト



information

i くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント
「高等教育の修学支援」に、ぜひご登録ください。



<https://line.me/R/ti/p/%40222cbxug>



奨学金に関するより詳しい情報は、
こちらからもご覧いただけます。



「給付奨学金」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関するよくある質問を掲載しています。

日本学生支援機構 奨学金相談サイト
<https://www.shogakukinsupport.jp/>



一般的なお問い合わせの相談窓口です。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）
月曜日～金曜日 9時～20時（土日祝日、年末年始を除く）

奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。
手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校に相談してください。

マイナンバー提出については
「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」
（学校から配付される申込書類に記載しています）
に相談してください。